

**こども虐待対応の手引き**  
**～こども虐待防止対応マニュアル～**  
**令和7年度改訂版**

**北海道登別市**

こども虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その発生を予防するとともに、こども虐待発生時は迅速・的確な対応が必要になります。

登別市では、平成18年度に「登別市要保護児童対策地域協議会」を設置し、こども虐待の早期発見・早期対応を行うため、関係機関が相互に連携・協力しつつ、それぞれが担う役割を果たし、こども虐待防止に取り組んでいます。

このマニュアルを日頃からこどもやその家族に関わる関係機関の皆様にご活用いただき、こども虐待等への理解を深めていただくと共に、こども虐待の予防及び早期発見並びに支援に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。



#### 【虐待に関する相談・連絡先】

機 関 名	連 絡 先
登別市こども家庭グループ こども家庭センター	85-6677 (月~金) 9時~17時30分 (休日、夜間) 85-2111
室蘭児童相談所	44-4152
【全国共通】児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」 ※お近くの児童相談所へ繋がります。	

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

第1章 こども虐待の基本的理解

- 1 こども虐待とは ..... 1
- 2 虐待が及ぼすこどもへの影響 ..... 2
- 3 しつけと体罰の違い ..... 3
- 4 こども虐待に至るリスク要因 ..... 4
- 5 ヤングケアラーについて ..... 5

第2章 こども虐待の通告・相談等から対応・支援の流れ

- 1 こども虐待等の早期発見と通告・相談、情報提供等 ..... 6
- 2 守秘義務とプライバシー保護について ..... 8
- 3 通告・相談の対応について ..... 10

第3章 要保護児童対策地域協議会について

- 1 設置の目的 ..... 12
- 2 対象となるこども等 ..... 12
- 3 要対協の構成 ..... 12
- 4 構成員の情報提供等について ..... 13

第4章 資料

- 1 相談機関・連絡先 ..... 15
- 2 訪問時の不在票（例） ..... 16
- 3 学校における虐待対応の流れ～通告まで～ ..... 17

【改訂履歴】

R8.3 現在



改訂年月	改訂内容
H19.4	【「児童虐待対応の手引き」作成】
H23.4	【「児童虐待対応の手引き」改訂】
H25.6	【「児童虐待対応の手引き」改訂】 ・「子ども虐待対応の手引き」に改称。 ・本市要対協の意見具申「児童虐待未然防止体制強化について」による全面改訂。
H26.4	【「子ども虐待対応の手引き」改訂】 ・本文中の注釈追加、その他細部文言の調整。
R2.1	【「子ども虐待対応の手引き」改訂】 ・本市組織改編に伴うグループ名称等変更。 ・市要綱や法律の改正分を、R2.1時点のものに修正。
R8.3	【「子ども虐待対応の手引き」改訂】 ・「こども虐待対応の手引き」に改称。 ・「こども虐待対応の手引き」(こども家庭庁)に基づき全面改訂。

## 第1章 こども虐待の基本的理解

### 1 こども虐待とは

こども虐待とは、保護者（親に代わる養育者も含む）がこどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える行為です。

こども虐待は大きく分けて4つに分類されます。

身体的虐待	<p>こどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●首を絞める、殴る、蹴る、叩く激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだすなどの行為。</li><li>●外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、タバコによる火傷など）を生じさせる行為。</li><li>●意図的にこどもを病気にさせる。など</li></ul> 
性的虐待	<p>こどもにわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●こどもへの性交、性的行為、こどもに性器や性交を見せる。</li><li>●こどもの性器を触る又はこどもに性器を触らせるなどの性的行為。</li><li>●こどもをポルノグラフィーの被写体等にする。など</li></ul>
ネグレクト (養育の怠慢 ・拒否)	<p>こどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●重大な病気になっても病院に連れて行かない。</li><li>●乳幼児を家に残したまま外出する。</li><li>●こどもの意思に反して学校などに登校させない、こどもが学校などに登校するように促すなどのこどもに教育を保障する努力をしない。</li><li>●食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。など</li></ul>
心理的虐待	<p>こどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりすること。</li><li>●ことばによる脅かし、脅迫。</li><li>●こどもの前での夫婦げんか（面前DV）。</li><li>●こどもの自尊心を傷つけるような言動。</li><li>●他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。など</li></ul> 

## 【その他、特殊な虐待】

### ①Medical Child Abuse（代理によるミュンヒハウゼン症候群）

保護者が様々な手段でこどもの病的状態をつくり、医療機関などに関わりを持つことで精神的安定を得ようとする。献身的に看護する親を演じることで、周囲の人から関心や同情を得ようとする。

### ②虐待による乳幼児頭部外傷（AHT）

乳幼児が頭への暴行（乳幼児が全身を強く揺すぶられたり、頭を打ち付けられる、またはその両方）をされることにより嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止などの症状を呈し、重症の場合は死に至るもの。

### ③親子心中

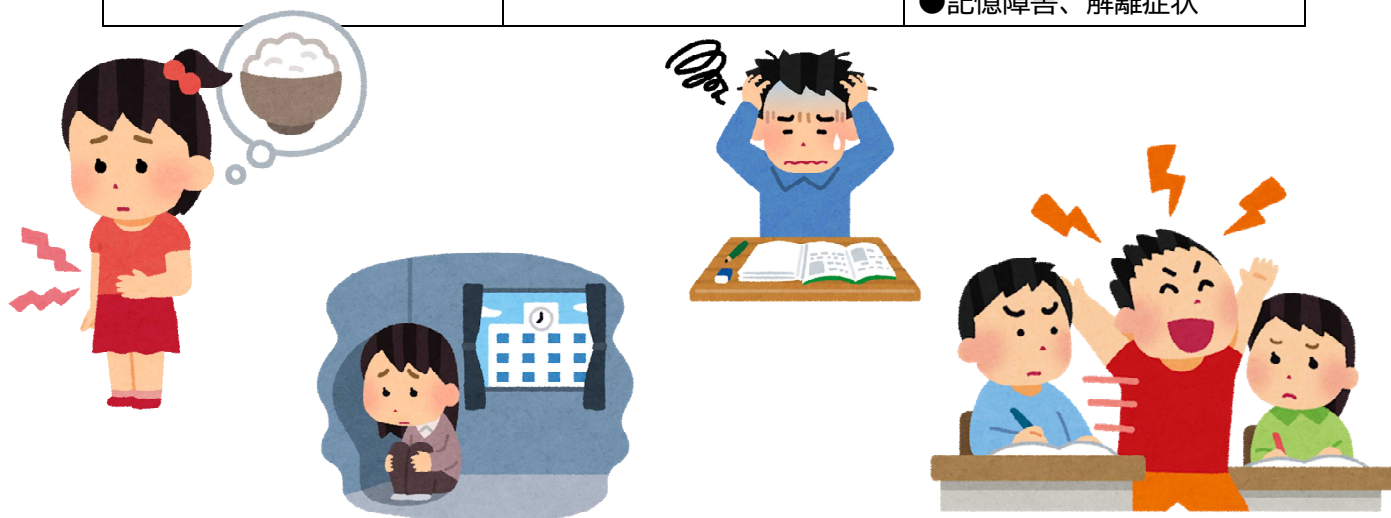
保護者の都合でこどもに死を強要する、または死に至らしめること。

## 2 虐待が及ぼすこどもへの影響

前述のとおりこどもへの虐待は主に4つの分類に分けられ、いずれの分類の虐待もこどもの心身に深刻な影響をもたらすものです。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、こどもの年齢や受け止めなどにより様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴があります。

身体的影響	知的発達面への影響	心理的影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>●外傷（打撲、切創、熱傷等）</li> <li>●外から見えない傷（骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血等）</li> <li>●栄養障害や体重増加不良、低身長等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができない、登校支援を受けられない。</li> <li>●こどもの知的発達に必要な養育環境を整えないなど知的発達を阻害。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本的な信頼関係を構築することができなくなる。</li> <li>●低い自己評価</li> <li>●攻撃的・衝動的な行動</li> <li>●多動（ADHDに似た症状）</li> <li>●心的外傷後ストレス障害（PTSD）</li> <li>●記憶障害、解離症状</li> </ul>



### 3 しつけと体罰の違い

しつけとは、こども自身を伸ばし、社会において自律できるよう、こどもをサポートする行為です。体罰とは、軽くても、苦痛や意図的な不快感をもたらす行為（罰）です。

「しつけ」のためでも、身体に何らかの苦痛や不快感を引き起こす行為は法律で禁止されており、こどもの権利を侵害する行為です。

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。（身体的虐待）
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた。（身体的虐待）
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった。（ネグレクト）

#### 【こどもの権利について】

こどもの権利は、世界中の子どもたちが持っている権利です。

それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また何かをしないと取り上げられるものでもありません。

「子どもの権利条約」に定められている権利（原則）は、次の4つがあります。

●叩かれたり酷いことを言われない	●元気に・健康に毎日を送り成長する	●保護者の人から育てられる守ってもらえる	●自分の意見を言う話を聞いてもらえる
------------------	-------------------	----------------------	--------------------



※「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）

世界中のすべての子どもたちが持っている「権利」（＝基本的人権）を保障するために、定められた条約です。

18歳未満の児童（こども）を、権利を持つ主体として位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、こどもならではの権利も定めています。

条約の基本的な考え方は、「こども基本法」（令和5年4月施行）にも取り入れられています。

登別市ウェブサイト「こども基本法」について知ろう！ →



## 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（児童の人格の尊重等）

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

### 4 こども虐待に至るリスク要因

こども虐待が生じる家庭には、保護者の生育歴や夫婦関係、経済状況、こども側の要因などさまざまです。

こども虐待が生じる家庭に多くみられる要因を知ることによって、こども虐待の予防・早期発見にもつながります。

保護者側の要因	こども側の要因	家庭環境の要因
<ul style="list-style-type: none"><li>●望まない妊娠</li><li>●保護者自身が虐待を受けたことがある</li><li>●育児に対する不安やストレス</li><li>●身体的・精神的疾患がある</li><li>●攻撃的・衝動的な性格など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●未熟児、慢性疾患、多胎児</li><li>●発達の遅れ、偏り、障がい、問題行動</li><li>●保護者にとって何らかの育てにくさを持っているこどもなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●経済的に不安定な家庭</li><li>●未婚を含むひとり親家庭</li><li>●夫婦の不仲</li><li>●地域コミュニティの希薄化</li><li>●離婚・再婚による複雑な家庭環境など</li></ul>

## 5 ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：「ヤングケアラーについて」（こども家庭庁）(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

家事や家族の世話を行うことにより、こどもの健やかな成長や生活、教育への妨げとなっている場合には、ネグレクトや心理的虐待にあたります。こども自身は、ヤングケアラーであると認識していない場合があるため、周りの大人が気づき介入することが重要です。

登別市ウェブサイト「ヤングケアラーを知っていますか」→



### 【相談先】

- 北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（えべつケアラズ）

電話：0120-516-086

eメール：hokkaido.young.carer2022@gmail.com

- ほっかいどう親子のための相談 LINE



- 登別市こども家庭グループこども家庭センター

電話：85-6677（月～金）9時～17時30分

：85-2111（休日、夜間）85-2111

eメール：child2@city.noboribetsu.lg.jp

## 第2章 こども虐待の通告・相談等から対応・支援の流れ

### 1 こども虐待等の早期発見と通告・相談、情報提供等

こども虐待は、未然の防止と早期発見・早期対応が重要ですが、虐待は家庭という密室の中で行われ外からは見えにくいいため、ちょっとしたサインに気付くことが大切です。

虐待が行われているという確信が持てなくても、心配される状況があるときには、市のこども家庭センターまたは児童相談所に相談や通告をしてください。

こどもや保護者のサインとして次のような例があります。

こどものサイン	保護者のサイン
<ul style="list-style-type: none"> <li>●いつもこどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする</li> <li>●不自然な傷や打撲のあとがある</li> <li>●衣類やからだがいつも汚れている</li> <li>●表情が乏しい、活気がない</li> <li>●夜遅くまで一人で遊んでいるなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域などと交流が少なく孤立している</li> <li>●小さいこどもを家においたまま外出している</li> <li>●こどもの養育に関して否定的、無関心である</li> <li>●こどものけがについて不自然な説明をするなど</li> </ul>



#### 【こども虐待の通告義務と通告先】

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において、すべての国民に対してこども虐待を発見した場合の通告義務が課せられています。

また、児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項において、学校や保育園、病院などは、虐待の早期発見に努めなければならないこととされています。

なお、通告後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任を問われることはありません。

●通告先は、市町村又は児童相談所が位置付けられています。

	機 関 名	連 絡 先
通 告 先	登別市こども家庭グループ こども家庭センター	85-6677 (月~金) 9時~17時30分 (休日、夜間) 85-2111
	室蘭児童相談所	44-4152
	【全国共通】児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」 ※お近くの児童相談所へ繋がります。	

※一刻を争うような場合は「110番通報」や最寄りの警察署・交番に通報してください。

児童福祉法（抜粋）

第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（児童虐待の早期発見等）

第5条第1項 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

## 2 守秘義務とプライバシー保護について

### (1) 通告義務と守秘義務について

医療従事者や公務員が正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らした場合、通常、守秘義務違反に該当し、刑事処罰の対象になります。

しかし、こども虐待通告は、児童福祉法第25条や児童虐待の防止等に関する法律第6条で通告義務を果たさねばならないことや守秘義務違反に当たらないことが明記されているため、刑事処罰の対象にはなりません。

虐待を発見しやすい立場にいる人には、積極的な通告が求められています。

### (2) 守秘義務とプライバシーの保護について

守秘義務とは正当な理由なく情報を漏らしてはならないことを言います。

こども虐待またはその疑いが十分にあった時は、「正当な理由」があると判断されます。

しかし、正当な理由なく他人（第三者）に秘密を漏らした場合には、名誉毀損やプライバシーの侵害になります。

関係機関との情報交換や協議の場では、公務員はもとより、民間の団体メンバーにも相談援助活動上知り得た個人のプライバシーの保護に、細心の注意を払う必要があります。

### (3) 相談・通告者を守る義務

相談・通告を受けた児童相談所職員、市の職員、さらにその仲介をした人は、職務上知り得た事項で、通告した人を特定する情報を漏らしてはならないことが、児童虐待の防止等に関する法律第7条に定められています。

したがって、相談を取り扱う機関は、相談・通告をした人に関する情報を養育者などに教えてはならず、相談・通告者を守る義務があります。

#### 児童福祉法（抜粋）

##### （秘密保持義務）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 1 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 3 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

##### （罰則）

第61条の3 第11条第5項、第18条の8第4項、第18条の12第1項（第18条の32第4項において準用する場合を含む。）、第18条の31第2項、第21条の10の2第4項、第21条の12、第25条の5又は第27条の4の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

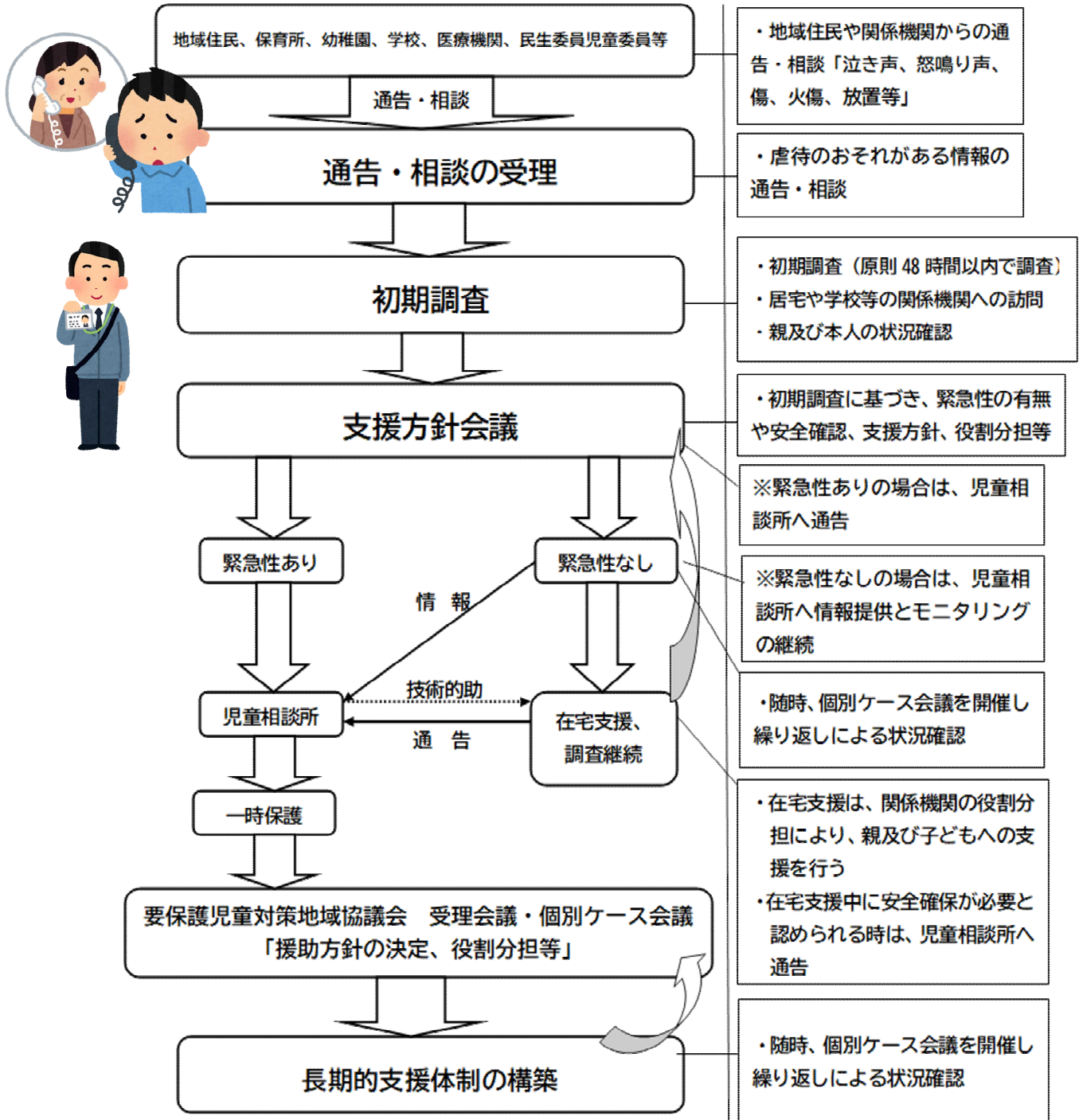
3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### 3 通告・相談の対応について

こども虐待やそのおそれがある場合は、虐待通告・相談から、調査や一時保護、在宅支援、里親委託、施設入所などを含む支援の終結まで、基本的に次のフローチャートに沿って行うことになります。関係機関においては、この基本的流れに沿った情報共有と支援連携を図る必要が生じます。

【フローチャート】（支援の一例）



※暴行などによる重篤なケガや衰弱がある場合は、警察・救急に連絡します。

#### (1) 相談・通告の受理

相談者・通告者からの必要な情報を聴取すると共に、その世帯に関わっている関係機関から様々な情報を聴取します。

#### (2) 初期調査

こどもの心身の安全が守られているか安全確認（相談・通告受付から48時間以内）を行うと共に、保護者や関係機関に調査を実施します。調査は安全面を考慮し複数名で対応します。

#### (3) 支援方針会議

調査した結果を基に、こども虐待の有無や種別、緊急度の判断、今後の支援方針を決定します。関係機関が連携し、継続的に支援が必要と判断した場合は、登別市要保護児童対策地域協議会の受理会議に諮ります。（登別市要保護児童対策地域協議会については第3章で詳しく説明しています。）

※緊急性が高いと判断した場合、北海道室蘭児童相談所に対応依頼（送致）します。

#### (4) 在宅支援（長期的支援）の実施

対象世帯に係る定期的な情報収集、家庭訪問などを行い、支援を実施します。



### 【ショートステイ事業について】

市が委託した施設や里親宅にて、お子さんを必要な期間お預かりします。

利用には事前の申請が必要です。お子さんの年齢や、世帯の課税状況などにより、利用料がかかります。

《 こんなときにご利用ください 》

- 急な出張や入院でこどもを預ける場所が無い。
- 子育てに疲れてしまった。少しくらいからこどもと離れて休みたい。
- その他、お子さんや家庭の事情に応じて、相談をお受けします。



利用のお申し込みや利用料などについては、  
こども家庭センター（85-6677）までお問い合わせください。

### 第3章 要保護児童対策地域協議会について

子ども虐待に携わる機関は、福祉、保健、医療、教育、警察など多岐にわたるため、適切な援助を行うためには、関係機関の連携・協力のなかで、それぞれの機関の役割を明確にし、お互いに理解しあいながら対応することが重要です。

#### 1 設置の目的

虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がそのこどもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。そこで、児童福祉法第25条の2第1項の規程に基づき、登別市では「登別市要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」といいます。）を設置し、地域の関係機関等がこどもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応しています。

#### 児童福祉法（抜粋）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第19項に規定する保護延長者を含む。次項及び第6項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

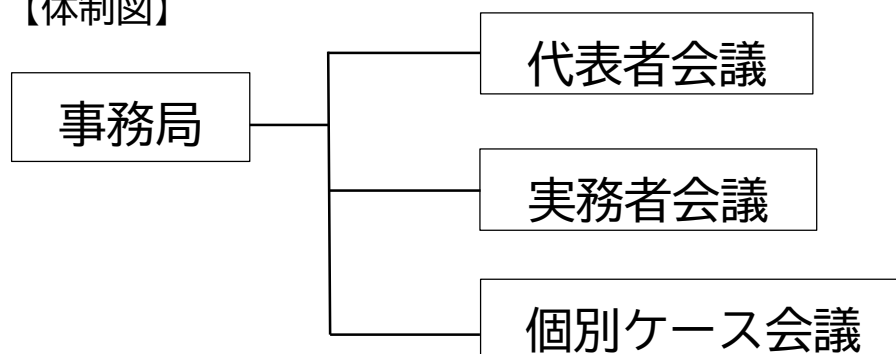
#### 2 対象となるこども等

- ①要保護児童 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ②要支援児童 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ③特定妊婦 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

#### 3 要対協の構成

要保護児童対策地域協議会の組織は、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース会議」の三層の会議によって構成され、要保護児童家庭などへの地域でのネットワーク組織として、子ども虐待の予防、早期発見、支援などを行います。

#### 【体制図】



#### (1) 代表者会議

関係機関の代表者が出席し、要保護児童などの支援に関する総合的な取組についての協議を行い、活動状況の報告及び評価を行います。

#### (2) 実務者会議

関係機関の実務者が出席し、要保護児童等の実態及び支援状況の情報交換を行い、要保護児童等に関する具体的施策の実施状況などについて協議します。

登別市こども家庭センターでは3か月に1回、室蘭児童相談所、市教育委員会それぞれと実務者会議を開催しています。

#### (3) 個別ケース会議

個別ケースに関わる実務担当者が出席し、支援経過の確認、今後の方向性や期間ごとの役割分担を協議します。



#### (4) 事務局（登別市こども家庭センター）

協議会に関する事務の総括や支援の実施状況の把握や・関係機関などとの調整を行います。

### 4 構成員の情報提供等について

要対協は、構成する関係機関に対して守秘義務を課すとともに要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関に対して資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることが出来ることとなっています（児童福祉法第25条の3）。

#### 児童福祉法（抜粋）

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(参考)

【要対協の構成機関】

区 分	第1欄	第2欄
	関係機関等の名称	機関等の代表者
国又は地方 公共団体の 機関 法第25条 の5第1号	登別市保健福祉部	こども育成グループ総括主幹
		障がい福祉グループ総括主幹
		社会福祉グループ総括主幹
		生活支援グループ総括主幹
	登別市市民生活部	市民サービスグループ総括主幹
		市民協働グループ総括主幹
	北海道室蘭児童相談所	北海道室蘭児童相談所が推薦する者
	登別市教育委員会教育部	学校教育グループ総括主幹
社会教育グループ総括主幹		
北海道室蘭保健所	北海道室蘭保健所が推薦する者	
北海道札幌方面室蘭警察署	北海道札幌方面室蘭警察署が推薦する者	
札幌法務局室蘭支局	札幌法務局室蘭支局が推薦する者	
法 人 法第25条 の5第2号	登別市社会福祉協議会	登別市社会福祉協議会が推薦する者
	社団法人室蘭市医師会	社団法人室蘭市医師会が推薦する者
	登別市私立幼稚園協会	登別市私立幼稚園協会が推薦する者
その他 法第25条 の5第3号	登別市立小学校	登別市立校長会が推薦する者（小学校）
	登別市立中学校	登別市立校長会が推薦する者（中学校）
	室蘭人権擁護委員協議会の構成委員	室蘭人権擁護委員協議会が推薦する者
	民生委員児童委員・主任児童委員 で市長が指定する者	登別市民生委員児童委員協議会会長

## 第4章 資料

### 相談機関・連絡先

0歳から18歳未満の子育てで気になっていることがある人は、気軽にご相談ください。

機 関 名	連 絡 先	こども相談の主なもの
登別市こども家庭グループ こども家庭センター	平日 85-6677 休日・夜間 85-2111	・虐待の相談や通告先 ・子育て全般の相談
	85-0100	・妊娠期から乳幼児の健康診査 ・育児相談
室蘭児童相談所	平日 44-4152	・虐待の相談や通告先 ・こどもに関する相談 ・こどもの発達に関する相談、判定
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」		
中央子育て支援センター	81-3715	・地域での子育て支援や相談
登別子育て支援センター	80-2772	
鷺別子育て支援センター	84-1235	
登別市健康推進グループ (登別市総合福祉センター)	85-0100	・こころの健康相談
登別市生活支援グループ	85-2008	・生活保護相談
登別市障がい福祉グループ	85-3732	・障がい児相談 ・各種障がいサービス相談
のぞみ園	85-7721	・こどもの発達相談
登別市市民協働グループ	85-3491	・生活全般の相談
	85-2139	・DVに関する相談
登別市社会福祉グループ	85-1911	・ひきこもりに関する相談 ・生活困窮に関する相談
登別市 教育委員会学校教育グループ	88-1162	・不登校、いじめ等の相談 ・ことばの遅れの相談 ・学校教育全般の相談
登別市 教育委員会社会教育グループ	88-1129	・青少年の非行相談 ・家庭教育全般の相談
室蘭保健所健康推進課	24-9846	・精神保健相談 ・女性の健康相談
ファミリーサポートセンター	85-0033	・仕事や急病等におけるこども預かり、送迎などの相談

訪問時の不在票（例）

令和 年 月 日

〇〇様

お子さま（××さん※こどもの名前）の状況についてご相談するため、本日  
時 分に訪問しましたが、お留守でお会いできませんでした。

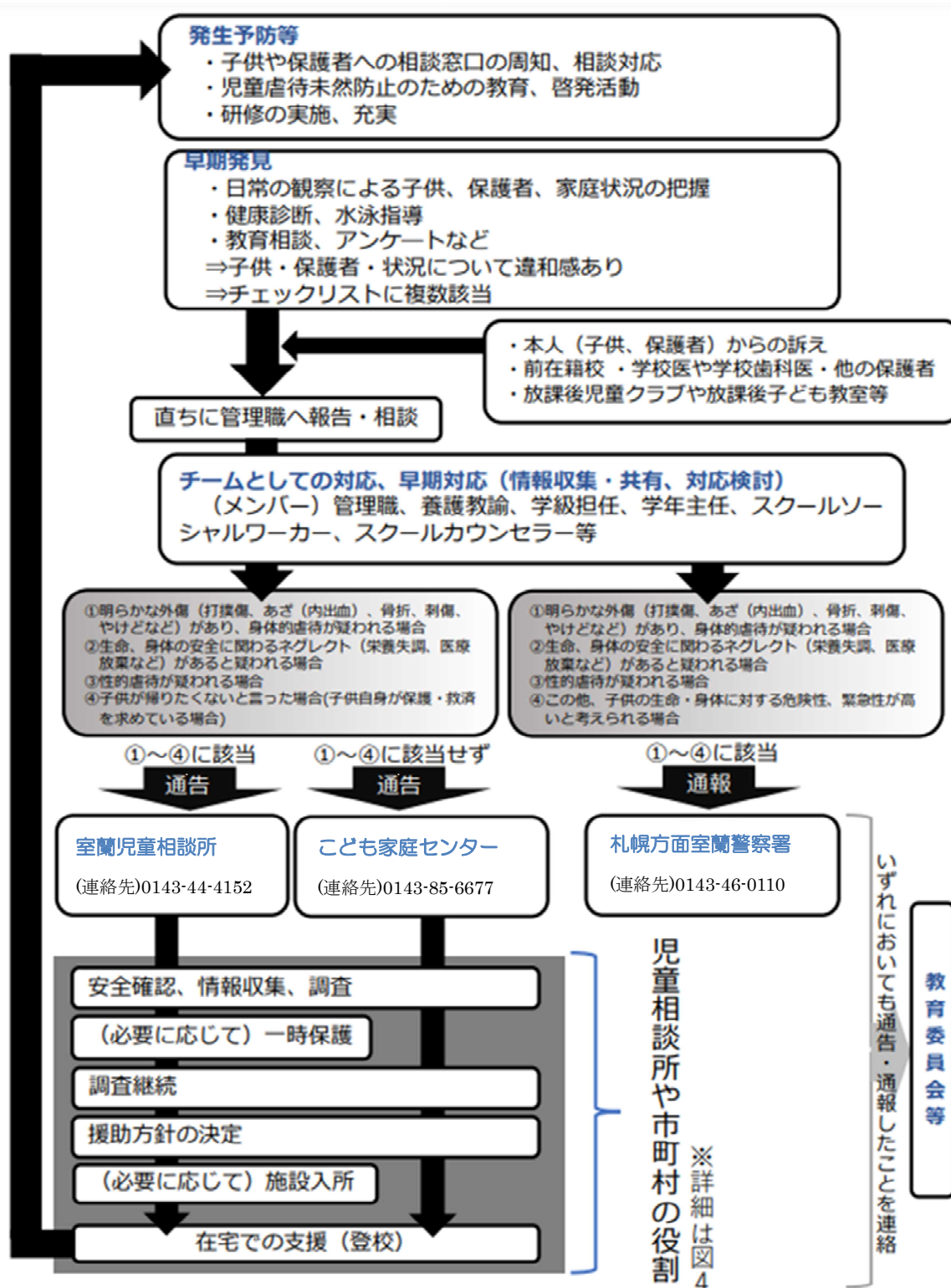
お伺いしたいことがございますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、  
年 月 日までに、下記連絡先まで、ご連絡をお願いいたします。

ご連絡がない場合、お子さまの養育環境を確認するため、室蘭児童相談所に  
状況を伝え、呼び出しなどの対応を行わなければならないこととなりますので、  
必ずご連絡をお願いします。

突然の訪問失礼いたしました。ご連絡お待ちしております。

登別市こども家庭グループこども家庭センター  
訪問者：△△△  
連絡先：0143-85-6677

学校における虐待対応の流れ～通告まで～



出典：「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm) を加工して作成

# こども虐待対応の手引き

(令和7年度改訂版)

令和8年3月

---

発行 / 登別市  
編集 / 登別市 保健福祉部  
〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地  
こども家庭センター 0143-85-6677